

## 球磨川水系河川整備基本方針本文の主な変更点等

現行の基本方針本文の 目次・記載項目	新たに追記すべき主な視点・項目など
1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要	
流域の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の形成過程、土地利用規制など特徴的なまちづくりの状況</li> <li>・流域内の人口動態や高齢化率等</li> <li><b>【球磨川】</b></li> <li>・球磨川と深いかかわりをもったまちづくり</li> <li>・地域の歴史と球磨川のかかわり</li> <li>・川沿いの鉄道と一体となった景観の形成</li> </ul>
災害の歴史	近年の災害 <b>【球磨川】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年7月豪雨の特徴を記載</li> </ul>
治水事業の変遷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既定計画策定後の対策</li> <li>・近年のハード・ソフト一体の対策（大規模氾濫減災協議会、流域治水プロジェクト、利水ダム等の事前放流などの取り組み）</li> <li><b>【球磨川】</b></li> <li>・「ダムによらない治水を検討する場」、「治水対策協議会」での治水対策の検討、「直ちに実施する対策（築堤・宅地かさ上げ、河道掘削、萩原地区の堤防補強、内水対策等）」の実施</li> <li>・令和2年7月豪雨後の対策</li> </ul>
水利用・環境の概要	
河川空間の利用の概要	<b>【球磨川】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・球磨川の魅力を活用した新たな水辺空間の創出と水文化の発信（かわまちづくり）</li> </ul>

1. (2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針【政令第10条の2第一号】	
河川の総合的な保全と利用に係る基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の構造や歴史的な形成過程を考慮</li> <li>・想定し得る規模までのあらゆる洪水に対し、人命を守り経済被害の軽減に取り組む</li> <li>・河川整備と併せ、あらゆる関係者で流域治水に取り組み、総合的かつ多層的な治水対策の推進</li> </ul> <p><b>【球磨川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年7月豪雨の記載</li> <li>・治水機能確保にあたっての清流の保全</li> </ul>
水系一貫の河川整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・に」流域全体で水災害リスクを低減（流域治水の観点）</li> <li>・河川管理者間および河川管理者と沿川の自治体間との連携強化</li> </ul> <p><b>【球磨川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者と連携した森林保全等の取り組み</li> </ul>
健全な水循環系の構築	<p>※水循環基本計画との整合 (森林の整備・保全の観点)</p>
維持管理に係る方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済の活性化やにぎわいの創出等</li> <li>・上流から海岸までの総合的な土砂管理</li> <li>・予防保全型のメンテナンスサイクルの構築</li> </ul> <p><b>【球磨川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>流木の発生や過剰な土砂流出の抑制の視点</u></li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動の影響に関するモニタリングの実施【高水、低水、河川生態系等への影響、降雨流出特性、流下特性の把握】</li> <li>・モニタリング情報の関係機関等との共有化</li> <li>・連携強化や地域の課題解決のためのファシリテーター等の人材育成</li> </ul> <p><b>【球磨川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成の視点（流域治水の推進）</li> </ul>
1. (2) (ア) 災害の発生の防止又は軽減	
河川整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域内の既存ダムの有効活用（洪水調節機能強化）等による洪水調節</li> <li>・背後地の人口・資産の集積状況に配慮した河川整備</li> <li>・河川生態系の保全・創出を図りながら河道掘削の実施</li> </ul> <p><b>【球磨川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対する考え方（流域治水）</li> <li>・復旧・復興の視点</li> </ul>

上流や支川等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山間狭溢部や支川における輪中堤の整備・保全、宅地嵩上げ、土地利用規制等の実施(流域治水の観点)</li> </ul>
河道の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河道内樹木の管理</li> <li>・雨量、流量および土砂移動、河口砂州形状等のモニタリング・維持管理</li> </ul>
河川津波対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防・水門等の耐震・液状化対策といった河川津波対策の実施</li> <li>・津波防災地域づくり等と一体となった減災対策の推進</li> </ul>
整備途上の段階での河川施設能力以上の洪水や基本高水を上回る洪水が発生し氾濫した場合においても、できるだけ被害を軽減する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理（減災）対策 （地形条件等により水位が上昇しやすい区間や氾濫した場合に特に被害が大きい区間等における氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討）</li> <li>・地域と連携した浸水しやすいエリアにおける災害に強い地域づくりの推進（流域治水の観点）</li> </ul> <p><b>【球磨川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流域治水に関する具体的な取り組みの方針</li> <li>・水田への貯留等の推進に係る合意形成の視点</li> </ul>
洪水発生時の被害を最小限に抑えるため、水防体制の維持・強化、ハザードマップ作成の支援、災害情報の提供・共有、警戒避難体制の確立、災害に強い地域づくりの推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域で行う流出対策等の効果に係る評価の実施等（流域治水の観点）</li> <li>・中高頻度の規模、施設整備前後といった多段的なハザード情報の提供、都市計画・建築部局に対する技術的支援（流域治水の観点）</li> <li>・被害の軽減、早期復旧・復興のための地域防災力の強化のために必要な支援（流域治水の観点）</li> </ul> <p><b>【球磨川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流域の自治体や防災機関の「危機感の共有」や「意思決定の支援」を目的とした「流域タイムライン」による防災活動の着実な実施・連携体制の構築</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域対策の検討状況、科学技術の進展、将来の気候予測技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携し、更なる治水対策の改善</li> </ul>
1. (2) (イ) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	
河川の適正な利用 流水の正常な機能の維持	

1. (2) (ウ) 河川環境の整備と保全	
風土、文化、歴史を踏まえ、良好な河川景観、多様な動植物が生息・生育・繁殖する自然環境の保全・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Eco-DRR の基本的概念を踏まえた自然環境が有するグリーンインフラとしての多様な機能を活用（流域治水の観点）</li> <li>・ 「河川全体の自然の営みを視野」、「地域の暮らしや風土、文化、歴史との調和」、「川本来が有している動植物の良好な生息・生育・繁殖環境と多様な河川景観の保全・創出」の観点を踏まえ修正</li> </ul> <p><b>【球磨川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 魚類の連続性の確保 （横断工作物の整備、改良にあたり留意）</li> <li>・ 瀬淵環境の保全と河川景観・利用との調和 （尺アユに代表されるアユの生息・繁殖の場の再生・保全、巨岩・奇岩・山間＋ラフティング）</li> <li>・ 汽水環境の確保 （干潟、塩沼植物群落）</li> </ul>
生物の生息・生育環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定外来生物等が確認され、在来生物への影響が懸念される場合は関係機関等と連携し適切な対応を実施</li> </ul> <p><b>【球磨川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境面からの砂礫層保全の視点</li> </ul>
かわまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かわまちづくりと連携した地域経済の活性化やにぎわいの創出</li> </ul>

2. 河川の整備の基本となるべき事項【政令第10条の2第二号】															
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項															
基本高水は、●年洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を●m <sup>3</sup> /sとする	・ 気候変動により予測される降雨量等の増加を考慮														
基本高水のピーク流量	<b>【球磨川】</b> 人吉：7,000m <sup>3</sup> /s ⇒ 8,200m <sup>3</sup> /s 横石：9,900m <sup>3</sup> /s ⇒ 11,500m <sup>3</sup> /s														
河道と洪水調節施設等への配分	<b>【球磨川】</b> <table border="1" data-bbox="620 689 1409 945"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準地点</th> <th>基本高水のピーク流量</th> <th>洪水調節施設等による調節流量</th> <th>河道への配分流量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">球磨川</td> <td>人吉</td> <td>8,200</td> <td>4,200</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>横石</td> <td>11,500</td> <td>3,200</td> <td>8,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 利水ダム等による事前放流による容量確保は、河川管理行為の一環として、洪水調節施設の調節流量と同等の扱いとし、従前の表現に「等」を追記</p>	河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設等による調節流量	河道への配分流量	球磨川	人吉	8,200	4,200	4,000	横石	11,500	3,200	8,300
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設等による調節流量	河道への配分流量											
球磨川	人吉	8,200	4,200	4,000											
	横石	11,500	3,200	8,300											
その他	・ なお、気候変動の状況やその予測に係る技術・知見の蓄積や、流域の土地利用や雨水の貯留・浸透機能、沿川の遊水機能の変化等に伴う流域からの流出特性や流下特性が変化し、また、その効果の評価技術の向上など、基本高水のピーク流量算出の前提条件が著しく変化することが明らかとなった場合には、必要に応じこれを見直すこととする。														
2. (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項															
各主要な地点の計画高水流量一覧															
2. (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項															
各主要な地点の川幅と計画高水位一覧 ※河口は計画高潮位	・ 計画高潮位は、気候変動による今後の予測をもとに今後見直し														
2. (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項															
基準地点における正常流量															